

特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォームという。

2. この法人の英文名は、Civil NPO Collaboration Platform（略称 CNCP）とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目13番地7
名古屋ビル本館2階 コム・ブレイン内に置く。

(目的)

第3条 我が国の社会基盤は国家的プロジェクトとして解決を図るべき多くの重要な課題が残
されている一方、地域特有の課題も山積している。そしてそれぞれの地域社会に密着した
課題解決にむけて民間非営利セクターの活動が期待されている。

このためこの法人は、「新しい公共」や「共助社会づくり」などの政策の一翼を担うべく、
民間非営利セクターをネットワーク化してその活動の強化をはかり、行政や企業、教育・
研究機関、そして地域・市民組織とのパートナーシップを通じて、より良い地域社会の構
築を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、目的を達成するために、主として特定非営利活動促進法（以下「法」と
いう）第2条別表2に掲げる以下の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 科学技術の振興を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) NPO 法人の情報・事業活動・組織運営に係る支援と、重要な共通認識事項を協議する。
- (2) 当該中間支援活動に関する情報公開ならびに関連する国内外の情報の収集、公開、発
信を行う。

- (3) 民間非営利活動関連分野における政策や制度の調査研究を行い、成果を広報するとともに、それに基づく政策提言・提案等を行う。
- (4) 企業や政府・地方公共団体、さらには大学・研究機関などの関係者との交流とそれらに関する諸行事・人材育成等を行う。
- (5) 各地域のNPO法人活動のコーディネーションと国内外のNPO法人等とのネットワーク化を進める。
- (6) NPO法人による協働事業化を支援し、総合性を要求される事業を中間支援組織が受託するとともに、事業資金面での連携を図る。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって法上の社員とする。ただし、法人格なき社団が正会員となるときには、その団体名をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人または団体で、総会における議決権を有するもの
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人または団体で、総会における議決権を有しないもの
2. この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。
3. 会員のほかにサポーターをおくことができる。サポーターはこの法人の目的に賛同して入会した個人、法人または団体で、総会における議決権を有しないものとする。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2. この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。
- 3. 代表理事は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。
- 4. 代表理事は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかにル理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 正会員は入会時に入会金を納入しなければならない。会員は、総会の議決を経て別に定める年会費を毎年納入しなければならない。

- 2. 年会費の額は、総会で定める。(別表一)

(退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

- 2. 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。
 - (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき
 - (2) 解散したとき

- (3) 破産宣告を受けたとき
 - (4) 会費を2年にわたって納入しないとき
- (除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき
 - (2) この法人の定款に違反したとき
- (入会金及び年会費の不返還)

第11条 既納の入会金及び年会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
2. 理事のうち、1名を代表理事、2名以内を副代表理事、若干名を常務理事とする。

(選任等)

第13条 役員は、総会の議決により選任する。

- 2. 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために役員を緊急に選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合において、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。
- 3. 代表理事、副代表理事および常務理事は理事会において互選する。
- 4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときはまたは代表理事が欠けたときには、代表理事のあらかじめ指名した順序によって、その職を代行する。
- 3. 常務理事は、理事会の議決に基づいて、この法人の部門担当業務事項を処理する。
- 4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および総会または理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べるこ

とができる。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、前任者または現任者の任期の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠くときには、後任者が就任するまで、なおその任にあるものとする。
4. 代表理事は、理事としての任期満了の場合においても、理事として再任されたときまたは第15条第3項により理事としての任にあるものとされるときは、後任の代表理事が就任するまで、なおその任にあるものとする。副代表理事の場合も同様とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第17条 役員は、役員総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。

2. 役員の報酬の額は、総会の議決を経て定める。
3. 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 会議

(種別)

第18条 会議は、総会および理事会とする。

2. 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第20条 総会は、以下の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の種別
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 役員を選任及び解任
- (8) 役員の職務及び報酬
- (9) 入会金及び会費の額
- (10) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属

(12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、代表理事が招集する。

2. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当る。ただし、第21条第2項第2号および第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第2項によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 総会における正会員の議決権は、会費の種別にかかわらず1会員1票とする。

4. 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(総会の表決等)

第26条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の場合において、書面若しくは電磁的方法をもって出席し、または出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、第23条および第25条の規定の適用について出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合に会っては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 記事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した正会員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

(理事会の構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第29条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項ならびにその変更
- (3) その他この法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、年2回以上必要なときに開催する。

(理事会の招集)

第31条 理事会は代表理事が招集する。

2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、開催日の一週間前までに発信しなければならない。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当る。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議決は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

(理事会の表決等)

第35条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、第32条および第34条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議長は、理事会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2. 議事録には、議長および出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第5章 委員会等

(委員会等)

第37条 この法人は、業務企画の推進のために、専門部会等（以下「委員会等」という）の委員会を置くことができる。

2. 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 事務局

(設置および職員の任免)

第38条 この法人に事務局を置く。

2. 事務局は、事務局長1名および職員若干名を置く。

3. 事務局長および職員は、代表理事が任免する。

(組織および運営)

第39条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び年会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) 特定非営利活動に係る事業に関する資産

(7) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(経費の支弁)

第44条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類は、代表理事が作成し、通常総会の議決を経なければならない。

2. この法人の通常総会の議決を経るまでの暫定の事業計画および予算は、前条の規定にかかわらず、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

3. 第1項に規定した総会の議決を経た事業計画書および予算書の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会はその後最初に開催する総会に報告し議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等決算に関する書類は、代表理事が事業終了後にこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会で議決を得なければならない。

2. 前項の議決を得た事業報告書等提出書、事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等は、前事業年度の役員名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）した時は、所轄庁に届け出なければならない。

第9章 解散および合併

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消

2. 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。

3. 第1項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第51条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、総会において出席した正会員の4

分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑則

(委任)

第53条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(公告)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

附則

1. この定款は、所轄庁の認証を経て登記した日（以下「設立日」という）から施行する。
2. この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、法人の設立総会で定める。
3. この法人の設立当初の役員および役職は、第13条第1項および第3項の規定にかかわらず、別表二に掲げるものとする。役員任期は第15条第1項の規定にかかわらず、設立総会から2015年10月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2015年7月31日までとする。
5. 平成30年10月2日総会で6条、54条を一部変更。変更した定款は同日から施行する。

以上

別表一

会員の種類と入会金、年会費は以下のとおりとする。

会員の種類と会費等

種類	種別	内容	入会金	年会費	備考
正会員	法人・団体	非営利法人・団体	24,000円	24,000円	
	個人	一般・学生とも	6,000円	6,000円	
賛助会員	法人・団体	口数当り	0円	50,000円	NPO法人含む
	個人	口数当り	0円	10,000円	
サポーター	法人・団体		—	—	NPO法人含む
	個人		—	—	

- ・正会員は、初年度は平成26年4月～平成27年7月の16か月分の年会費を一括して納入していただく。(法人・団体正会員32,000円、個人正会員8,000円)
ただし平成26年4月～平成26年7月は任意団体、平成26年8月～平成27年7月はNPO法人の初年度分となる。
- ・途中入会の正会員は平成27年7月までの月割りで計算した分の年会費を一括して納入していただく。
- ・賛助会員は、申込口数の年会費を平成26年4月～平成27年7月分とする。

- ・入会金は、連絡協議会会員及び事務局員は無料とする。
- ・任意団体の時に入金のあったものは、任意団体の経費処理後 NPO 法人に引き継ぐ。

別表二
設立当初の役員名簿

	役 職	氏 名
1	代表理事	山本 卓朗
2	副代表理事	花村 義久
3	常務理事	有岡 正樹
4	常務理事	皆川 勝
5	常務理事	辻田 満
6	理事	内藤 堅一
7	理事	駒田 智久
8	理事	三上 靖彦
9	理事	西山 英勝
10	理事	高橋 万里子
11	理事	三井 元子
12	理事	野村 吉春
13	理事	橋本 鋼太郎
14	理事	藤本 貴也
15	理事	青山 俊樹
16	理事	関谷 昇
17	理事	大田 弘
18	理事	世古 一穂
1	監事	木村 達夫
2	監事	山岡 和彦

これは、当法人の定款である。

東京都千代田区神田錦町三丁目13番地7

名古屋ビル本館2階 コム・ブレイン内

特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム

代表理事 山本 卓朗